

平成 29 年度

鹿屋市交通安全実施計画書

目 次

第 1 章	高齢者交通安全対策の充実・強化	1
第 2 章	道路交通環境の整備	3
第 3 章	交通安全思想の普及徹底	6
第 4 章	安全運転の確保	10
第 5 章	車両の安全性の確保	11
第 6 章	道路交通秩序の維持	11
第 7 章	救助・救急活動の充実	12
第 8 章	被害者支援の推進	12
第 9 章	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実	13

第 1 章 高齢者交通安全対策の充実・強化

1 高齢者交通安全対策

(1) 道路交通環境の整備

実施機関	平成 29 年度計画
大隅地域振興局 (土木建築課)	○段差解消 国道 269 号 札元 L=150m
鹿屋市 (安全安心課) (道路建設課)	○レーン 30 の実施 (田崎小学校) ○横断歩道のカラー化実施

(2) 交通安全教育

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○高齢者対象の出前講座の継続的实施 ○ナイトスクールの実施
鹿屋市交通安全協会	○支部単位の法令講習会の実施 ○高齢者等対象の交通安全啓発訪問活動の実施 ○高齢者団体等を対象とした交通安全教室の実施
鹿屋市 (安全安心課)	○鹿屋市交通安全協会、県警と合同で実施する高齢者向け交通安全教室の実施 ○交通安全出前講座の実施

(3) 交通事故防止活動

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○高齢者の交通安全意識高揚対策 ・「プラス 1 運動」「つけてますか運動」啓発活動の継続推進 ○高齢者に対する街頭指導の強化 ・高齢者への声かけ活動と夜光反射材の直接貼付活動の推進 ○高齢者宅訪問指導の継続的推進 ○運転免許自主返納の推進 メリット制度 (鹿屋市交通安全協会における夜光反射材付きエコバックの配布や市安全安心課の高齢者運転免許証自主返納支援事業) 等の広報活動による自主返納の促進
鹿屋市交通安全協会	○支部単位の法令講習会の実施 ○高齢者家庭対象の交通安全啓発訪問活動の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ○通学時間帯の街頭立哨及び死亡事故発生時の緊急立哨の実施 ○各季交通安全運動期間中及び死亡事故多発警報発令中における広報車による事故防止啓発広報活動の実施
鹿屋市 (高齢福祉課)	○各季交通安全運動期間を中心に、在宅福祉アドバイザーや地域包括支援センター職員が、高齢者宅を訪問時に個別の啓発活動や、高齢者の集う集会等での情報提供に努める。
鹿屋市 (安全安心課)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・かのやばら園無料入園券（10枚）及びばらの苗引換券（1枚）の交付 ・バスICカードの交付（15,000円分）又は高齢者タクシーチケットの交付（9,000円分） ○関係機関を通じた高齢者への啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・各季交通安全運動の実施 ・町内会放送やチラシ配布

2 高齢者の交通手段の確保

実施機関	平成29年度計画
鹿屋市 (地域活力推進課)	<ul style="list-style-type: none"> ○くるりんバス等のコミュニティバスの運行及び見直し <ul style="list-style-type: none"> ・市街地地区、輝北地区、吾平地区及び串良地区のコミュニティバスを運行。また、吾平地区、串良地区の巡回バスについては、一部運行ルートの見直しを行い、平成29年10月から新たなルートで運行を開始する ○公共交通不便地域における支線交通の検討及び実証運行 ○高齢者が利用しやすい小型低床車両の導入及び既存車両への補助ステップの設置 ○高齢者運転免許証自主返納割引制度の導入検討
鹿屋市 (安全安心課)	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・かのやばら園無料入園券（10枚）及びばらの苗引換券（1枚）の交付 ・バスICカードの交付（15,000円分）又は高齢者タクシーチケットの交付（9,000円分）

第2章 道路交通環境の整備

1 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

実施機関	平成 29 年度計画
大隅地域振興局 (土木建築課)	<ul style="list-style-type: none"> ○段差解消 国道 269 号 札元 L = 150m ○歩道設置 鹿屋環状線 野里 L = 120m 鹿屋高山串良線 上名 L = 100m ○防護柵設置 田淵田崎線 大始良 L = 250m
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○生活道路における通過交通の排除や車両速度の抑制等対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路を中心に必要な交通規制や道路標識・道路標示の整備の実施 ・道路管理者と連携した、自動車の速度抑制対策・道路形状の明示・通行区分の明確化の推進

2 幹線道路における交通安全対策の推進

実施機関	平成 29 年度計画
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○串良町～古江町 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 通学路における安全対策の推進 市道台地・南北 5 号線交差部（路面標示等の安全対策）外
鹿屋市 (道路建設課)	<ul style="list-style-type: none"> ○道路拡幅 <ul style="list-style-type: none"> ・黒坂東原線 L = 2 5 6 m ・寿光同寺線 L = 1 0 7 m ・下方限共心線 L = 1 4 0 m ・城山公園 1 号線 L = 1 6 0 m ○歩道拡幅 西原郷之原線 L = 1 8 0 m

3 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 信号機設置

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○信号機設置要望に伴う現場調査と本部上申

鹿屋市 (安全安心課)	○交通要望等で寄せられた信号機設置等について、迅速に鹿屋警察署(県公安委員会)へ上申する
----------------	--

(2) 区画線

実施機関	平成 29 年度計画
国土交通省	○串良町～古江町 区画線の更新(更新距離は調査中)
大隅地域振興局 (土木建築課)	○鹿屋市一円 区画線の更新 L=4,000m
鹿屋市 (道路建設課)	○東原線外 L=18,900m

(3) 道路標識

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○道路標識の定期的な点検の実施と汚損、破損及び視認性の悪い標識の交換補修の実施

(4) 防護柵

実施機関	平成 29 年度計画
大隅地域振興局 (土木建築課)	○鹿屋市一円 防護柵の更新 L=200m
鹿屋市 (道路建設課)	○川西工業団地4号線外 L=950m

(5) その他

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○通学路の安全対策推進 ・道路管理者と連携した通学路における安全対策の推進 ○道路管理者と連携した交通危険箇所対策の推進 ・道路管理者と連携した交通危険箇所に対するクロスマーク、ドットライン等の法定外標示の設置
鹿屋市 (道路建設課)	○法定外標示の設置 ・交差点内のクロスマーク・ドットライン・強調標示などの設置推進 ○通学路安全対策 笠之原小学校線外

	<ul style="list-style-type: none"> ・溶融式カラー標示（グリーンベルト） L = 9 1 0 m ・外側線 L = 7 0 m
鹿屋市 (安全安心課) (道路建設課)	○レーン 30 の実施（田崎小学校） ○横断歩道のカラー化実施（予定 4 校）

4 効果的な交通規制の推進

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○道路環境の変化に伴う交通規制及び信号機の運用見直し等の実施

5 災害に備えた道路交通環境の整備

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○災害発生時における交通規制及び信号機の運用見直し等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時は、必要に応じて緊急交通路が指定されることから、それに伴う混乱を最小限に抑えるため被災地への車両の流入規制を図る。

6 総合的な駐車対策の推進

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○悪質迷惑性の高い駐車違反の重点取締り <ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を踏まえた悪質、危険、迷惑性の高い放置駐車違反の継続的取締りの強化 ○きめ細やかな駐車規制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の意見要望を十分に踏まえつつ地域の交通実態等に応じた駐車規制の実施

7 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

実施機関	平成 29 年度計画
国土交通省	○占用調整会議の実施（4 月実施済み） ○特殊車両の市道取締り（7 月、8 月、9 月、10 月、11 月、12 月、1 月、2 月） ○道路占用についての適正化

鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○道路使用許可の適正運用 ・工作物の設置、工事等のための道路使用許可に関する安全かつ円滑な道路交通の確保のための適正運用
-------	---

第3章 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児、児童、生徒に対する交通教育の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童、生徒に対する安全な道路横断、自転車の安全利用に重点をおいた交通教室の実施 ○原付利用者に対する講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・管内 6 高校の原付利用生徒に対する原付講習の実施 ○一般運転者に対する規範意識の醸成に重点をおいた交通講話の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・法規遵守の意識付けを重点とした交通講習の実施
鹿屋市交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○保育園・幼稚園を対象とした交通安全教室の実施 ○小学生・中学生を対象とした交通安全教室及び自転車点検の実施 ○二輪車通学高校生を対象とした実技講習支援及び車両点検の実施 ○警察署が実施する高校生を対象とした交通安全教室への支援
鹿屋市 (安全安心課)	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と合同で交通安全教室の実施 ○各種団体向けの交通安全出前講座の実施

2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 児童・生徒の交通事故防止

実施機関	平成 29 年度計画
大隅教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ○通知文の発出 <ul style="list-style-type: none"> ・「児童生徒の事故防止の徹底について」(7月発出予定) ○大隅地区小・中学校管理職等研修会、指導主事等研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・校長研修会や教頭研修会、指導主事等研修会等において、管内で発生した事故の状況を示し、交通安全指導の徹底を指導 ○平成 29 年度児童生徒等「交通安全 0 月間運動」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・第 I 期：平成 29 年 7 月 1 日～7 月 31 日 ・第 II 期：平成 29 年 12 月 1 日～12 月 31 日 ○スクールガード・防犯ボランティア等研修会の開催(5月19日) <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・防犯ボランティア等の意義、活動の進め方、留意点等を研修

	<ul style="list-style-type: none"> ○「事務所だより」の発行 ・「児童生徒の事故防止」関連記事を掲載（7月・12月予定）
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の実施 ○学校等と連携した通学路点検の実施 ○自転車安全利用月間における安全利用促進広報キャンペーン等の実施
鹿屋市交通安全協会 (鹿屋警察署) (鹿屋市)	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生・中学生を対象とした交通安全教室及び自転車点検の実施（シエルブルーとの連携） ○二輪車通学高校生を対象とした交通安全教室（実技講習を含む。）支援及び車両点検の実施 ○警察署が実施する高校生を対象とした交通安全教室への支援 ○通学時間帯における支部員による立哨活動の実施
子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○児童の安全確保及びチャイルドシート活用意識の高揚を図るため、無料貸出を実施する。 ○パパ・ママ便利帳にチャイルドシート無料貸出掲載 ○鹿屋市すくすくメールでチャイルドシートの無料貸出等の情報配信
鹿屋市 (学校教育課)	<ul style="list-style-type: none"> ○「鹿屋市立小中学校の通学路に関する要綱」に基づいた通学路指定 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の通行の安全が確保されている主要道路を通学路として指定 ・指定通学路図の作成と提出 ○各学校単位で、交通安全教室及び自転車点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・警察署、交通安全協会等と連携して児童生徒の実態に即した交通安全教室の実施 ・自転車（原動機付きを含む）の運転技術向上を目指した実技指導の実施 ・管理職研修会等での本年度の事故の発生状況に関する情報提供 ○道路管理者、警察、各小学校の管理職と連携した通学路点検の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「鹿屋市通学路交通安全プログラム」の各学校への周知と鹿屋市通学路安全推進会議の開催 ・各小学校から指摘された危険箇所の合同点検の実施（6月～7月） ・通学路合同点検後の対策の進捗状況の把握 ○全国交通安全運動月間の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中、関係機関と連携した取組の実施と報告 ○管理職研修会、保健主任研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・管内の交通事故の現状や安全指導のポイントについての確認 ・通学路の点検見直しの確認

	<p>○生徒指導主任等研修会において、交通安全や交通マナーの指導の徹底を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の乗り方の指導 ・登下校時に道路に広がって歩かない指導
鹿屋市 (安全安心課)	○各関係機関と連携し、各小学校の通学路点検の実施及び通学路安全推進会議への参加

(2) 成人の交通事故防止

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋市 (安全安心課)	<p>○広報誌・ホームページ等を活用した啓発活動</p> <p>○3 ライト運動等、ドライバーに対する注意喚起の実施</p>

(3) 高齢者の交通事故防止

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	<p>○高齢者に対する街頭指導の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭活動時における夜光反射材の直接貼付の促進 <p>○電動車いす利用者への交通安全教育の推進</p> <p>○参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</p>
鹿屋市交通安全協会	<p>○支部単位で実施する法令講習会は、例年高齢者の参加が多いため、高齢運転者、高齢歩行者、電動イスクリヤーを対象に実施する。</p> <p>○高齢者団体等を対象とした交通安全教室の実施</p> <p>○高齢者家庭対象の交通安全啓発訪問活動の実施</p>
鹿屋市 (高齢福祉課)	○各季交通安全運動期間を中心に、在宅福祉アドバイザーや地域包括支援センター職員が、高齢者宅を訪問時に個別の啓発活動や、高齢者の集う集会等での情報提供に努める。
鹿屋市 (安全安心課)	<p>○関係機関と合同で交通安全教室の実施</p> <p>○各種団体向けの交通安全出前講座の実施</p> <p>○高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かのやばら園無料入園券（10 枚）及びばらの苗引換券（1 枚）の交付 ・バス I C カードの交付（15,000 円分）又は高齢者タクシーチケットの交付（9,000 円分）

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

実施機関	平成 29 年度計画
大隅地域振興局 (総務企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○各季の交通安全運動の継続的な実施 ・庁舎放送による安全運動の呼びかけ ・庁舎前方の県道沿いにのぼり旗の掲揚 ・庁舎壁面への懸垂幕の掲示 ・広報車による安全運動の呼びかけ
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○事故分析に基づいた恒常的な街頭立哨の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・「ゼロの日立哨」、各種交通安全運動、特別警戒実施に併せた街頭立哨の継続的な実施 ○住民に身近でかつタイムリーな交通情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・交番等のミニ広報誌、交通速報を通じた広報や関係機関団体の協力を得た広報活動等効果的な広報の実施 ○飲酒運転根絶活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・安管青年部等と連携した街頭キャンペーン等の継続的な実施
鹿屋市交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○各季の交通安全運動期間中におけるキャンペーンの実施 ○支部単位の法令講習会の実施 ○高齢者家庭対象の交通安全啓発訪問活動の実施 ○交通安全啓発用チラシ及び交通安全用品の配布 ○交通安全啓発街頭立哨の実施 ○広報車による交通安全啓発広報の実施
鹿屋市 (安全安心課)	<ul style="list-style-type: none"> ○各季の交通安全運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・期間中の職員立哨活動 春季、夏季、冬季：本庁 2 箇所、各総合支所 1～6 箇所程度) 秋季：本庁 9 箇所、各総合支所 3 箇所～11 箇所程度) ・懸垂幕の掲揚 ・広報誌・ホームページへの掲載（鹿屋市の交通状況に沿った広報） ・3 ライト運動の促進

第4章 安全運転の確保

1 運転者教育等の充実

実施機関	平成 29 年度計画
大隅地域振興局 (総務企画課)	○交通安全教育機材の無料貸出 ・交通安全に関するビデオテープの貸出 ・交通安全（自転車利用の安全性の確保）DVDの貸出
鹿屋警察署	○事業所等への交通安全講習の継続的推進 ・年間を通じた計画的な実施 ○関係機関、団体と連携した広報活動の実施
大隅肝属地区 消防組合	○全職員を対象に外来講師による交通安全教育を実施
鹿屋市交通安全協会	○支部単位の法令講習会への青壮年層の参加督励 ○警察署が実施する事業所単位の安全運転講習会への機材提供及び配布品の支給 ○安全運転啓発広報の実施（広報車・広報チラシ）

2 運転免許業務の改善

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○親切な窓口業務の継続的推進 免許更新など来署者の立場に立った業務の継続的推進
鹿屋市 (安全安心課)	○運転の困難な高齢者に対する免許証返納の促進 ・高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施 ・制度（メリット）の周知

3 安全運転管理の推進

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○安管と連携した安全運転管理者講習の継続的実施 ・各事業所における交通安全教育の適正実施に対する安管との連携と管理者指導の実施
大隅肝属地区 消防組合	○交通安全運動出発式への参加 ○期間中の立哨活動
鹿屋市 (安全安心課)	○各季の交通安全運動の実施 ・期間中の立哨活動（本庁、各総合支所） ・懸垂幕の掲揚 ・広報誌・ホームページへの掲載（鹿屋市の交通状況に沿った広報） ・3 ライト運動の促進

第5章 車両の安全性の確保

1 自転車の検査及び点検整備の充実

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○街頭指導、交通安全教室時における点検整備と安全指導
鹿屋市交通安全協会	○シエルブルー（プロ自転車チーム）との連携による児童及び自転車通学生徒を対象とした安全運転指導と自転車点検の実施
鹿屋市 (学校教育課) (安全安心課)	○自転車講習制度の啓発 ○鹿屋市内の中学校における自転車点検の実施 ○自賠責保険等自転車運転者に対する保険加入促進と保険更新の推進 ・管理職研修会等で自転車条例の周知徹底の指導 ・自転車利用者の任意保険の加入義務の周知 ・保護者に対し中学生以下の児童生徒に対するヘルメット着用の義務の周知

第6章 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○交通事故分析結果に基づく交通事故抑止に機能する取締りの強化 交通事故総量抑制のための交通事故発生状況等の分析と分析結果に基づく取締りの推進 ○悪質、危険な違反の継続的取締り 悪質な飲酒、無免許、危険な速度違反、信号無視、一時停止違反の取締りの継続推進

2 交通事故事件その他交通犯罪の捜査体制の強化

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	○ひき逃げ事件等、重大事件発生時の的確な初動捜査の推進 ひき逃げ事件等発生時における捜査員の大量動員及び現場鑑識活動の積極的推進 ○本部、隣接ブロック署との連携強化 特殊交通事故事件等発生時における本部、隣接ブロック署との連携の推進

3 暴走族対策の強化

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○暴走志向者の実態把握と取締りの継続的实施 ○整備不良車両の取締り強化 ○暴走族追放運動の継続的展開 「暴走をしない、させない、見に行かない」の3ない運動の推進と地域ぐるみの暴走族追放運動の展開
鹿屋市交通安全協会	○鹿屋警察署管内暴走族追放推進協議会活動への積極的参加

第7章 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

実施機関	平成 29 年度計画
大隅肝属地区 消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ○救急：市民への応急手当普及活動の継続と「市民救命士のいる事業所」認定の推進 ○救助：緊急消防援助隊の活動体制の充実強化 九州地区（佐賀県）の緊急消防援助隊合同訓練への参加

第8章 被害者支援の推進

1 損害賠償の請求についての援助等

実施機関	平成 29 年度計画
大隅地域振興局 (総務企画課)	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故相談所の設置 ・面接、電話による交通事故相談 ・交通事故相談所・弁護士相談の広報（管内各市町広報依頼） ・交通事故に係る弁護士無料相談（7月、11月、2月）
鹿屋市 (安全安心課)	<ul style="list-style-type: none"> ○交通災害共済への加入促進 ・広報誌への掲載 ・加入履歴世帯の申込ハガキの送付

2 交通事故被害者支援の充実強化

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者への的確な対応 被害者支援制度に基づく被害者連絡調整官等と連携、的確な被害者連絡の推進 ○交通事故被害者等用手引きの確実な交付

第9章 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実

実施機関	平成 29 年度計画
鹿屋警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通事故原因の調査・分析に基づく効果的な事故防止対策の推進 交通事故多発地点合同現場診断や死亡事故合同現場診断の充実 ○交通事故調査・分析に係る情報の市民への積極的な提供と交通安全に関する市民意識の高揚
鹿屋市交通安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ○交通死亡事故現場診断及び交通事故多発現場診断への参加並びに法令講習及び交通安全教室への反映 ○交通白書の発行及び配布
鹿屋市 (安全安心課)	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故発生状況の統計整理と公表 (鹿屋警察署から交通事故データの提供を受け、HP等で公開) ○交通事故現場診断等への参加